

福祉灯油特別対策事業のお知らせ

「灯油購入費用」の支給申請を受付けています 1 対象世帯につき 5,000 円

原油価格の上昇の影響を強く受けている在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費に対する経済的支援を行います。

対象条件をご確認いただき、該当する場合は平成 24 年 2 月 29 日までに申請してください。(申請をした日を基準日とします。)



<p>対象となる世帯</p>	<p>① 高齢者世帯 世帯主が満 65 歳以上で、町民税非課税の世帯 (平成 24 年 3 月 31 日までに満 65 歳に到達する方を含む)</p> <p>② ひとり親世帯 満 18 歳未満 (学生の場合は、満 18 歳になった学年の年度末まで) の子を扶養する町民税非課税の世帯</p> <p>③ しょうがい者世帯 障害者手帳 (身体・知的・精神) を所持している、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯</p> <p>※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。</p>
<p>対象外世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・介護保険施設 (※) 又は高齢者・障害者・児童福祉施設に入所している場合。ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除きます。 ・課税世帯と同じ住居に居住している場合 <p>※介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等をいいます。</p> <p>また、高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。</p>
<p>助成の方法</p>	<p>申請書に記載された口座に振り込まれます。</p>

申請の方法

印鑑を持参のうえ下記の窓口までお越しください。

代理申請の場合は、ご連絡いただければ申請書を郵送します。なお、申請書の提出先は下記窓口となります。

※しょうがい者世帯につきましては、確認できる書類 (手帳や年金振込通知書等) も持参してください。

提出先 健康福祉課福祉グループ (追分庁舎)・住民総合相談室 (早来庁舎)

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 4556